

試験報告書

大伯砕石 株式会社 殿

中予生コンクリート協同組合
愛媛県生コンクリート工業組合 中予技術センター

試験所長・承認署名者 渡部 善弘



砕石4020の次の試験項目の試験結果は、別紙のとおりです。

記

ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験 1

硫酸ナトリウムによる粗骨材の安定性試験 1

2025年2月28日

ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験報告書

大伯砕石 株式会社 殿

〒790-0951 愛媛県松山市天山三丁目8番20号

中予生コンクリート協同組合

愛媛県生コンクリート工業組合 中予技術センター

TEL 089-948-1239 FAX 089-948-1278

試験所長・承認署名者 渡部 善弘



ZENNAMA【認定項目】

■依頼者申請事項

依頼者名	大伯砕石 株式会社		
依頼者の住所	愛媛県今治市大三島町肥海1087番地		
試料	種類(呼び方)	砕石4020	
	産地	今治市大三島町	
	採取年月日	2025年1月23日	
備考			

■試験所証明事項

受付年月日	2025年1月29日	試験年月日	2025年2月28日						
識別番号	24-2673-G1	試験実施場所	中予技術センター内						
試験方法	JIS A 1121:2022								
通るふるい (mm)	とどまるふるい (mm)	試料中の各群の質量 (g)	各群の質量分率 (%)	粒度区分	回転数 (回)	球の数 (個)	球の質量 (g)	試験前の試料の質量 (g)	
-	100	0	0	G	1000	12	5000		
100	80	0	0						
80	60	0	0						
60	50	0	0						
50	40	1035	12						
40	25	5330	63					5001	
25	20	2011	24					5001	
20	15	51	1						
15	10	0	0						
10	5	0	0						
5	2.5	0	0						
2.5	受皿	6	0						
合計		8433	100	-	-	-	-	-	
(1) 試験前の試料の全質量							(g)	10002	
(2) 試験後、1.7mmふるいにとどまった試料の質量							(g)	8567	
(3) すりへり減量							$\frac{(1)-(2)}{(1)} \times 100$	(%)	14.3
備考									

1. 試験試料は、依頼者の持ち込みによる。

2. 試験結果は受領した試料についてのみに有効であり、依頼者申請事項について、当試験所は一切の責任を負いません。

3. 当試験所の承諾なしに、この報告書の一部のみを複製することを禁じます。

2025年2月28日

硫酸ナトリウムによる粗骨材の安定性試験報告書

大伯砕石 株式会社 殿

〒790-0951 愛媛県松山市天山三丁目8番20号

中予生コンクリート協同組合

愛媛県生コンクリート工業組合 中予技術センター

TEL 089-948-1239 FAX 089-948-1278

試験所長・承認署名者 渡部 善弘



ZENNAMA【認定項目】

■依頼者申請事項

依頼者名	大伯砕石 株式会社		
依頼者の住所	愛媛県今治市大三島町肥海1087番地		
試料	種類(呼び方)	砕石4020	
	産地	今治市大三島町	
	採取年月日	2025年1月23日	
備考			

■試験所証明事項

受付年月日	2025年1月29日	試験年月日	2025年2月28日				
識別番号	24-2673-G1	試験実施場所	中予技術センター内				
試験方法	JIS A 1122:2014						
通るふるい (mm)	とどまるふるい (mm)	各群の質量 (g)	(1)各群の質量分率 (%)	(2)試験前の各群の質量 (g)	(3)試験後の各群の質量 (g)	(4)各群の損失質量分率 $(1 - \frac{(3)}{(2)}) \times 100$ (%)	(5)骨材の損失質量分率 $\frac{(1) \times (4)}{100}$ (%)
10	5	0	0			0.5	0.0
15	10	0	0			0.5	0.0
20	15	51	1			0.5	0.0
25	20	2011	27	1002	997	0.5	0.1
40	25	5330	72	1501	1489	0.8	0.6
合計		7392	100	-	-	-	0.7
備考							

- 試験試料は、依頼者の持ち込みによる。
- 試験結果は受領した試料についてのみ有効であり、依頼者申請事項について、当試験所は一切の責任を負いません。
- 当試験所の承諾なしに、この報告書の一部のみを複製することを禁じます。